

秋田県内の農業者の皆様へ

農地貸借(売買)の方法が変わります！

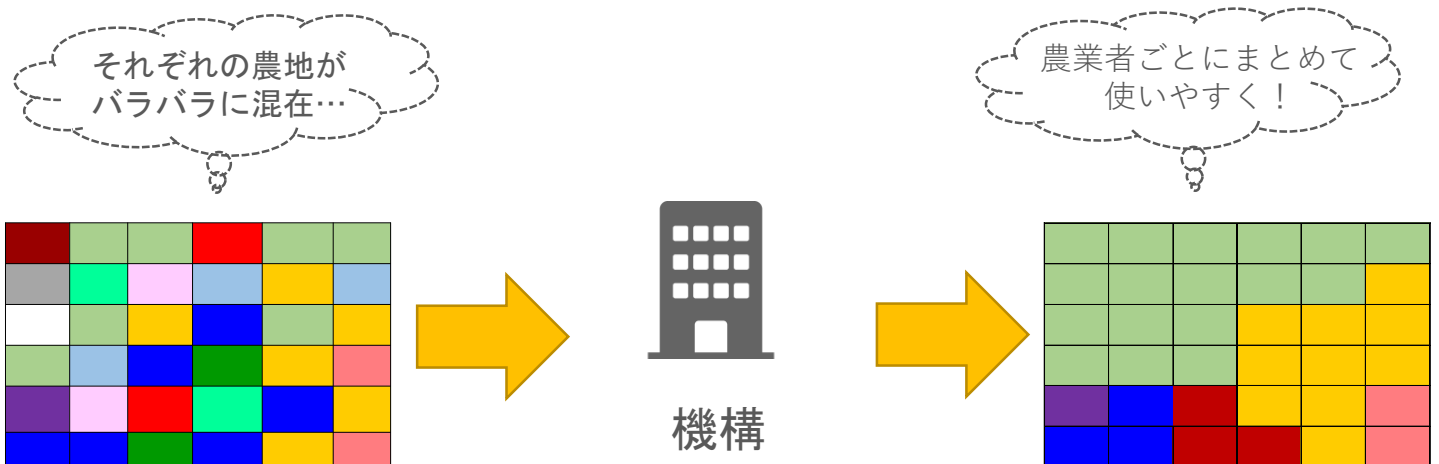
農業経営基盤強化促進法（基盤法）の改正により、令和7年3月末で農用地利用集積計画による利用権設定はできなくなります。

令和7年4月から農地貸借（売買）の方法は、農地中間管理機構（機構）を介した促進計画、農地法3条に基づく農業委員会許可の2つとなります。

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
<u>相対</u> 集積計画（基盤法）	令和7年3月末まで利用可 ※地域計画策定後は利用不可		
<u>機構を介した 手続き</u> 集積計画（基盤法）	市町村から機構へ 令和6年6月20日までに提出するものが利用可		
<u>機構を介した 手続き</u> 促進計画（機構法）		令和6年7月以降切替	
<u>農業委員会の 許可（相対）</u> 農地法 3 条	利用継続		

これまで市町村が作成した農用地利用集積計画から**機構を介した農用地利用集積等促進計画**に一本化

※農地法に基づき農業委員会の許可を受けて相対の権利設定を行うことは可能です。
※地域計画策定済の地区では、前倒しで促進計画への切替が必要です。



機構活用のメリット

貸し手のメリット

- 賃料は機構から確実に振り込まれます
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心です(再契約も可能)
- 機構に貸し付けた農地について、税制優遇が受けられます

借り手のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できます
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払事務が軽減されます
- 仮に耕作できなくなっても、機構が新たな受け手を探すため、無理なく借りられます

地域のメリット

- 機構集積協力金の申請、受取が可能です（使い道は地域で自由に決定）
- 農家負担ゼロの条件整備が受けられます

☆メリットについては各種要件を満たす必要がある場合があります。
☆制度の詳細は、農林水産省HPをご利用ください！

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

農地バンク/農地中間管理機構

検索



ご相談はお近くの**機構・市町村・農業委員会**まで！



相談



連絡

機構
市町村
農業委員会

お問い合わせ先

〈権利設定のイメージ〉



貸し手

借受

賃料



農地バンク

転貸

賃料



借り手

秋田県農業公社（機構）
能代市農業振興課
能代市二ツ井地域局環境産業課
能代市農業委員会

Tel: 018-893-6223
Tel: 0185-89-2182
Tel: 0185-73-4515
Tel: 0185-89-2935